

日本国内で新型コロナウイルス感染症または疑いと診断された人と濃厚接触した人へ

(2020.3.4)

2020年2月1日より新型コロナウイルス感染症は指定感染症に定められ、**感染症または疑いと診断された場合は治癒するまで出席停止（就業禁止）**となります。該当者は、大学の感染症対策を徹底するために下記の流れに従ってください。**今後、状況の変化で変更が生じる場合があります。**

海外渡航歴に関わらず、**日本国内で新型コロナウイルス感染症または疑いと診断された人と濃厚接触*があった場合は該当部署に電話またはメールで連絡をして下さい**

*濃厚接触とは

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの
- ・患者（確定例）と必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で接触すること → 職場や研究室等で感染症と診断された人が出た場合もこれで判断

留学生

国際交流課

電話：0852-32-6106
(内線：2074)
メール：ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp

学生

学生支援課

電話：0852-32-9764
(内線：2514)
メール：ssd-gakusei@office.shimane-u.ac.jp

附属義務教育学校 幼児・児童・生徒

附属義務教育学校
において情報集約後
以下に報告
教育学部総務担当

電話：0852-32-6251
(内線：3520)
メール：edu-jimu@office.shimane-u.ac.jp

教職員 (松江キャンパス)

**人事労務課企画・
労務管理グループ**

電話：0852-32-6622
(内線：2122)
メール：pld-romu@office.shimane-u.ac.jp

教職員 (出雲キャンパス)

**医学部総務課
労務管理担当**

電話：0853-20-2023
(内線：2023)
メール：mga-romu@office.shimane-u.ac.jp

接触後から熱や咳がある

- 濃厚接触後2週間は毎日体温測定をし、厳重に健康観察をする(自己管理カード記入)
- 不要不急の外出を控え自宅で待機する

接触後～2週間以内に発熱や咳が出現

症状なく2週間経過

帰国者・接触者相談センター*に連絡
指示された医療機関を受診する

所属キャンパスの
保健管理センターに報告

経過観察終了

医療機関でコロナウイルス感染症または疑いと診断された場合は所属キャンパスの保健管理センターに電話またはメールで報告する

- 保健管理センター松江
電話：0852-32-6568 (内線：2801)
メール：health@soc.shimane-u.ac.jp
- 保健管理センター出雲
電話：0853-20-2099
メール：satoezoe@med.shimane-u.ac.jp
- 就学・就労について、合理的配慮の提供
- 治癒後に再度、保健管理センターへ報告

* 島根県帰国者・接触者相談センター

【帰国者・接触者相談センター】 受付時間（平日：8時30分～17時15分）	
保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7673
雲南保健所	0854-47-7778
出雲保健所	0853-24-7028
県央保健所	0854-84-9812
浜田保健所	0855-29-5970
益田保健所	0856-31-9512
隠岐保健所	08512-2-9600

* 感染が疑われる場合以外の一般的な相談先

受付時間（平日：8時30分～17時15分）

【一般相談窓口】

県庁・保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7638
雲南保健所	0854-47-7777
出雲保健所	0853-24-7017
県央保健所	0854-84-9810
浜田保健所	0855-29-5967
益田保健所	0856-25-7011
隠岐保健所	08512-2-9900
県庁健康推進課	0852-22-5842 (FAX: 0852-22-6328) 聴覚等に障がいのある方はFAXをご利用いただけます。